

# 春木中学校 部活動に係る活動方針

令和元年7月1日制定

令和4年7月11日改訂

## 1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

## 2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。  
ただし、部活動数が適正規模になるまでの間は顧問の兼任を認め、できるだけ早期に適正な部活動数となるよう取り組む。

## 3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

## 4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導にあたる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

## 5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会、発表会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

以上

【 R5 年度年度末申し送りより 】

\* 休日の部活動について

① 体育館の施錠は、体育館クラブの顧問の先生でセコムまで行う

(卓球・バレーボール・柔道・剣道)

(施錠の際は必ずセコムのセットする)

② 南館は開けない。トイレは体育館下のみを使用する、をお願いします。

これに限らず、施錠については「開けたら閉める」を徹底しましょう。

③ 体育館の舞台上の赤カーテンは補修費用が高いため、応急処置しかしていません。

これ以上破損すると大変なので、生徒が触らないように気をつけましょう。

教員が使う時も、開閉は優しくお願いします。

☆ 休日の戸締りは確実にを行うようにしてください。

【 R7 年度連絡 】

\* 新入生説明、入部届→9日(水)の学活の時間にクラスで説明

生徒会作成のクラブ紹介動画視聴

入部届配布

\* 春中選手会→各クラブキャプテン・部長は

9日(水)放課後すぐ図書室集合

内容：選手会長選出

クラブ紹介ポスター(B4 2枚)作製

春中生クラブ員としての心構え

\* 継続届→2・3年生全員に9日(水)以降配布

\* 入部届・退部届・継続届等はコピーして職員室前の名簿入れにあります。

今度必要な方はお使いください。

\* 今年度の部活動顧問は8日(火)着任式以降からの発表をお願いします。

\* 部活動費・遠征費については中体連の会議後、連絡いたします。